

令和 2 年 第 1 0 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

開催年月日		令和2年11月25日（水）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前10時00分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	岡 安 広		出席	1	長 澤 い と		出席
	2	岩 上 賢		出席	2	川 野 信 之		出席
	3	関 山 功 一		出席	3	齋 藤 光 則		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子		出席
	5	井 上 日 出 巳		欠席	5	神 田 潔		出席
	6	小 野 田 憲 司		出席	6	小 林 一 夫		出席
	7	山 下 幸 一		出席	7	安 野 和 好		欠席
	8	吉 田 敏 雄		出席	8	清 水 清		出席
	9	大 山 峰 夫		出席	9	今 泉 志 江		欠席
	10	安 藤 富司夫		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	齋 藤 美佐夫		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		20名
14	小 島 俊 雄		出席		欠席者		3名	
議事参与制限 を受ける委員		吉 田 敏 雄		会長からの 出席要請者		農政課職員		
事務局		事務局長	嶋崎 徹		局長補佐	佐々木 雅美		
		主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子		
		主任	塩村 孝太郎		主任専門員	松本 敏幸		
説明員		主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子		
		主任	塩村 孝太郎		農政課	志水 翔希		
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (4) 白岡市農用地利用計画について
- (5) 農業委員の辞任について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第1項の届出について
- (4) 農地法第4条の受理の取消について
- (5) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	それでは、定刻となりましたので令和２年第１０回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	現在の出席委員は農業委員１４名中１３名、推進委員９名中７名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前９時００分】
議長	現在出席委員１３名であり定足数に達しておりますので、これから第１０回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に安藤委員、荒井委員を指名いたします。
議長	まず初めに事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	今回の総会資料のうち、議案第２１号白岡市農用地利用集積計画の決定についてを配布させていただいておりますので、議案の差替えをお願いいたします。 また、総会資料配布後に議案の追加がございましたので、資料１ページ目の差替え、議案第２２号農業委員の辞任についての追加をお願いいたします。
<u>議案第１８号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第１ 議案第１８号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第１８号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は１件でございます。総会資料の２ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積８６．４２ａ、農業従事者は３人、農業従事日数は１００日、農機具については、トラクター１台を所有、田植機１台、コンバイン１台を共同所有しています。 そのため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員をお願いいたします。

委員	今回、農地法３条の規定による許可申請の農地について、１１月１９日に現地確認をいたしました。現地案内図１ページを参照ください。今回の申請地については、〇〇公園西側と南側にあり、お互いは４００ｍ以内の距離にあります。現況は農地として管理されており、違反等ありません。 譲受人に状況を確認したところ、今後耕作していくとのことでした。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	耕作者の従事日数は１００日ということですが、１５０日以上という決まりではなかったでしょうか。
事務局	今回は作物が米であることもあり、必ずしも１５０日ではなくてもやむを得ないと判断しました。
委員	日数については、原則ということでしょうか。
事務局	そのように運用しております。
委員	私の知る限りは、譲受人は所有している農地を耕作していない状況であるため、今回の取得理由である農業経営規模の拡大は実態にそぐわないのではないかと。
議長	農地法第３条の要件である５反という面積要件等はあるが、許可にあたっては、許可後の農地管理については、所有者がちゃんと耕作するのか、土地の取得が目的なのかという慎重な審議が求められるところだと思います。 書類的なクリアだけでなく、農業委員さんが現地等を見ていただいているので、農業委員として果たすべき責務として意見を述べていただき、農業委員からの意見と書類的な面で総合的に勘案して事務局で判断していただきたい。
委員	今までの話からすると、譲受人が耕作するようには思えない。転売目的等の可能性もあるのではないかと。慎重な審議をする必要があると思う。
委員	この地域は、農業振興地域であり、圃場整備事業の対象地となっております。事業を進めるにあたり、担い手として１０年間耕作が条件になるため、それを許可の条件とした上で、審議をしてはどうか。
議長	各委員からの意見を踏まえて、事務局で判断いただくということではいかがですか。
委員	現在所有している農地もリースで耕作してもらっている状況とのことだが、今後借りている方が耕作不能となる可能性は否定出来ず、そうなった場合、所有者では耕作出来ずに耕作放棄地になってしまうことが懸念される。
委員	現在は、譲渡人が御自身で耕作されているのでしょうか。それとも貸付されている状況でしょうか。
事務局	書類上では譲渡人が耕作している形となっております。

委員	先ほど申し上げた圃場整備に係る調査の際に判明したのですが、譲受人及び譲渡人共に御自身では耕作はされていない状況です。
委員	今回の申請を許可した場合、今後同様な申請がされた場合でも許可せざるを得なくなるため、慎重な審議が必要だと思われる。
局長	慎重な審議ありがとうございました。今回の申請については、書類上においては、許可要件を満たしているものとなりますが、各委員さんからの意見を踏まえると、今回この場での審議決定は難しいものと思われます。そのため、この案件については、審議継続とさせていただいて、来月の総会において委員さんからの意見及び申請内容を踏まえて再度諮らせていただきたいと考えておりますが、御意見等ありましたらお願いいたします。
委員	書類上では問題無いとのことですが、今回保留になってしまうと、農業委員会の意見だけで不許可となると、農業委員会の存在意義が疑われてしまうと思います。
議長	事務局の申出のとおり、再審議を来月総会で行うことでよろしいでしょうか。
委員	3～4年前までは申請地周辺は耕作放棄地となっておりましたが、最近は耕作する方が現れ、ある程度耕作されるようになってきているため、耕作してもらえるのであれば、リース行為自体は大きな問題ではないと考えております。借受者が耕作可能で耕作する意思がある人であれば、任せてみてもいいのではないかと考えておりますが、今までの意見を踏まえて事務局から来月に再審議をお願いいたします。
議長	今後の許可申請への影響、圃場整備事業への影響、リースだとしても貸し借りの話がまとまることが大事というような意見をいただきましたが、事務局からの提案どおり、来月再審議とすることでよろしいですか。
委員	今回の案件の結果にかかわらず、農業委員会としては、農地の番人としての最高議決機関であり、農地法に適合しているものに対して審議をするものであるため、私は農業委員会という存在を憂いております。
議長	今までの意見や申請内容を踏まえ、来月再審議とすることでよろしいでしょうか。 〔異議なしという声あり〕
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見	
議長	日程第2 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の3ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、申請人が所有権を有する申請地について、既存住宅敷として転用するための申請です。

	申請地につきましては、昭和４５年以前から住宅敷地として使用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 つきましては、昭和４５年の都市計画法による市街化調整区域の線引き以前から宅地として使用されていることが、昭和４５年に撮影された航空写真により確認出来ておりますので、転用についてはおおむね認められるものと思われま
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回、農地法４条の規定による許可申請の農地について、現地確認をいたしました。現地案内図２ページ目を参照ください。申請内容については事務局の説明通りです。以前から宅地の一部として利用しており、追認の申請となります。 従いまして、この案件につきましては、転用理由や申請地の状況から見て、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第１９号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第２０号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第３ 議案第２０号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第２０号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は１件でございます。総会資料の４ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸物件で生活しておりますが、手狭で不便なこともあり、自己用住宅を建築したいと考え、今回申請がなされたものです。

	申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回、農地法５条の規定による許可申請の農地について、１１月２０日に現地確認をいたしました。申請内容については事務局の説明通りです。現地案内図３ページを参照ください。申請地については、すぐ側に小学校があり、周辺は住宅が点在しております。接道についても問題ありません。現況は農地として管理されており、違反等ありません。また、１０ｈａ以上の集団農地として認められませんでした。 従いまして、この案件につきましては、転用理由や申請地の状況から見て、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第２０号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第２１号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第４ 議案第２１号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。 〔農政課担当職員、事務局席へ移動〕
議長	本案につきましては農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第２１号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。 本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条に基づき、１０月５日（月）から１０月１６日（金）までの１０日間で受付を実施いたしました。

	内容につきましては、 <table><tr><td>新規設定件数</td><td>24件、筆数</td><td>57筆、面積</td><td>45,415㎡</td></tr><tr><td>再設定件数</td><td>25件、筆数</td><td>42筆、面積</td><td>42,659㎡</td></tr><tr><td>合計件数</td><td>49件、合計筆数</td><td>99筆、合計面積</td><td>88,074㎡</td></tr></table> となっております。 計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。 本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、利用権設定で行ったものについては、令和2年12月7日からとなります。また、中間管理事業を通す利用権設定については、令和3年3月1日からとなります。 5－2ページ以降に各利用権設定の詳細が記載されております。内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。 農政課からの説明は、以上でございます。	新規設定件数	24件、筆数	57筆、面積	45,415㎡	再設定件数	25件、筆数	42筆、面積	42,659㎡	合計件数	49件、合計筆数	99筆、合計面積	88,074㎡
新規設定件数	24件、筆数	57筆、面積	45,415㎡										
再設定件数	25件、筆数	42筆、面積	42,659㎡										
合計件数	49件、合計筆数	99筆、合計面積	88,074㎡										
議長	説明が終了しました。本案につきましては議事参与制限があるため、再設定番号4を除く案件について、始めに御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質議なしという声あり〕												
議長	質議なしと認めます。												
議長	お諮りします。本案のうち、再設定番号4を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕												
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、再設定番号4を除く案件については、原案のとおり決定します。												
議長	続きまして、委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 〔委員、一時退室〕												
議長	再設定番号4について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕												
議長	質疑なしと認めます。												
議長	お諮りします。本案のうち、再設定番号4については、原案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕												
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、再設定番号4については、原案のとおり決定します。委員は入室してください。												

	[委員、入室]
委員	再設定番号２３の借受者の住所については、荒井新田ではなく太田新井が正しいものと思われます。
農政課	申し訳ありませんでした。荒井新田ではなく太田新井が正しい表記となります。
<u>議案第２２号 農業委員の辞任について</u>	
議長	日程第５ 議案第２２号 農業委員の辞任について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第２２号 農業委員の辞任につきまして御説明いたします。 令和２年１１月２０日付で委員の辞任願が提出されております。辞任理由は、一身上の都合ということでございます。辞任日は令和２年１１月３０日でございます。委員の辞任に関しては農業委員会等に関する法律第１３条の規定により市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができることになっておりまして、市長から委員辞任の同意について諮問があったため、今回お諮りするものでございます。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、辞任に同意する答申をすることで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第２２号については、辞任に同意する答申をすることに決定します。
議長	以上をもちまして、議案第１８号から第２２号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第４条第１号第８号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項２ 農地法第５条第１号第７号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は６件でございます。 総会資料の７から８ページ目を御覧願います。

	番号１につきましては、共同住宅敷のための転用です。 番号２につきましては、道路敷のための転用です。 番号３につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 番号４から６につきましては、長屋住宅敷のための転用です。 協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は１０件でございます。 総会資料の ９から１１ページ目を御覧願います。 番号１、２、４、９、１０につきましては、住宅敷のための転用です。 番号３及び５から８につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 議長 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕 議長 質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知</u>	
議長	続きまして、協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について でございますが、今回報告は１０件でございます。 総会資料の １２ページから１６ページ目を御覧願います。 番号１から１０につきましては、令和２年１０月５日に届出があり、令和２年１２月６日に解約となるものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
議長	もう少し補足説明をいただいてもよろしいでしょうか。
事務局	今回の解約については、今まで個人で借りていた農地を法人名義で借りなおすために、一度解約するためのものです。
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項４ 農地法第４条の規定による受理の取消について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項４ 農地法第４条の規定による受理の取消について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項４ 農地法第４条の規定による受理の取消について でございますが、今回報告は１件でございます。 総会資料の１７ページ目を御覧願います。

議長	番号１については、令和２年１０月３０日に取消願が提出されたものです。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項５ その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項５その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	○来月の農地改良等現地パトロールについて ・ １２月 １日 篠津地区推進委員 ・ １２月１５日 荒井委員・大山地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 ○来月総会 ・ １２月２５日（金）午前９時 ・ 議事録署名委員の安藤委員、荒井委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。 〔質疑等なしという声あり〕
委員	１１月１７日に農地パトロールをしましたが、状況的には改善が見られませんが、今後、事務局側から所有者に是正指導等はするのでしょうか。
事務局	農地の適正管理について、所有者へ働きかけ等を実施していく予定です。
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【開会 午前１０時００分】